

運営規程

(事業の目的)

第1条 笠間市が設置する訪問看護ステーション（以下[事業所]という）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業(以下[事業]という)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護ステーション[指定予防訪問看護ステーション]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（指定予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。事業所の利用者に対しその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(指定訪問看護ステーション 運営方針)

- 第2条 1 事業所が実施する事業は利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように配慮して、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するようその療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか「指定居宅サービス等の事業に人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令37号）、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等」（平成12年省令80）に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

(指定予防訪問看護ステーション 運営方針)

- 第3条 1 事業所が実施する事業は利用者が要支援状態となった場合においても可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように配慮して、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するようその目標を設定し計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外のサービスを利用する等、効率性、柔軟性を考慮したうえで利用者の意思及び人

格を尊重しながら利用できることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか「指定介護予防サービス等の事業に人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年省令35号)に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に当たっては事業所の看護師等によってのみ行うものとし第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションかさま
- 2 所在地 笠間市南友部1966-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業員の職種、職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名 (常勤職員)
管理者は主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]が行われるよう管理及び従業員の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の実施に関し事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 看護師 常勤換算で2.5名以上
看護職員は主治医の指示による指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を計画に基づいて実施する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前8:30から午後5:15までとする。

- 3 訪問看護サービス提供対応時間 午前9：00から午後4：00までとする。
- 4 上記の営業日、営業時間のほか電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護ステーション 指定予防訪問看護ステーションの内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護[指定予防訪問看護]は利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的として次に掲げる事業を行う。

- 1 訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明
- 2 利用者の希望、主治医の指示及び心身状態を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成するためにサービスを提供する。訪問看護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 病状・障害の観察
 - (2) 清拭等療養上の世話
 - (3) 褥瘡の予防・処置
 - (4) リハビリテーション
 - (5) 医療機器の管理
 - (6) 認知症・精神疾患の看護
 - (7) 終末期の看護
 - (8) 医師の指示による医療処置（カテーテル等の管理）
 - (9) 介護支援・介護相談

(指定訪問看護ステーション 利用料等)

第9条 1 指定訪問看護を提供した場合、介護保険法、健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険利用は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときはその1割～3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

医療保険利用者は、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護及び指定老人訪問看護の費用の額の算定方法」（平成20年3月5日厚労省告示第67号）によるものとする。

自費で訪問看護利用者は、初回加算2,000円 30分5,000円 60分8,000円 以降30分ごとに4,000円 の支払いを受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料金は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときはその1割の支払いを受けるものとする。

なお法定代理受領以外の利用料については「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によ

るものとする。

- 3 次条に定める通常の実施区域および実施区域以外での事業に要する交通費は、診療報酬・介護保険法に基づき月毎に実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - (1) 医療保険、自費の場合 笠間市の方は、一律500円／月とし、笠間市近隣の市町村の方は、一律700円／月とする。
 - (2) 介護保険の場合 笠間市の方は、無料とし、笠間市近隣の市町村の方は、一律700円／月とする。
- 4 前3項の利用料の支払いを受けた時は、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。
- 5 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供の開始の際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し利用料ならびにその他の利用料の内容を事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施区域）

第10条 通常の事業の実施区域は笠間市区域とする。

（衛生管理）

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 1 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じ臨機応変の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡を行い必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者の対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第13条 1 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に関し、法第23条の規

定により市町村が行う文書その他の物件の提供の求め、または当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要改善を行うものとする。

- 3 事業所は提供した指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 1 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日厚労省通知)を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 1 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、次に挙げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針をせいびすること
 - (3) 事業所において、事業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること
 - (4) 前述に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者が担う)を置くこと
 - (5) 利用者およびその家族等からの相談報告や苦情解決の体制を整備する
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業員または擁護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策・事業者の解約権)

- 第16条 1 事業所は男女雇用機会均等法におけるセクシャルハラスメント対策として、次の措置を講ずるものとする。
- (1) セクシャルハラスメント防止のため従業員に対する研修の実施

- (2) 利用者及びご家族等からのセクシャルハラスメント対策防止体制の構築
- (3) 従業員によるセクシャルハラスメントの防止対策
- 2 パワーハラスメントについては、労働施策総合推進法において事業所の方針を明確化し、相談体制を整備する。
 - (1) パワーハラスメントについて従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びご家族等からのパワーハラスメント対策防止体制の構築
 - (3) 従業員によるパワーハラスメントの防止対策
- 3 訪問看護の利用にあたり以下の禁止行為が認められた場合、事業者は解約することができる。
 - (1) 看護師等の心身に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為
 - (2) 事業者または事業所の運営に支障を与え、または与える恐れのある行為
 - (3) その他、適切な訪問看護の提供を妨げ、または妨げる恐れのある行為

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 1 事業所は従業員の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所の従業員にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供をさせないものとする。
 - 5 事業所は訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存とするものとする。
 - 6 事業所は学生、研修生等を受け入れ、同行訪問により在宅療養生活を支える訪問看護師の役割・機能について見学・実習させる。同行訪問においては利用者またはその家族の同意を確認して行うものとする。